

盛岡市監査委員告示第 19 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項，第 2 項及び第 4 項の規定により行った定期監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので，次のとおり公表する。

平成 30 年 4 月 27 日

盛岡市監査委員	工 藤 由 春
同	菅 原 和 彦
同	小 山 田 正 美
同	八 木 橋 美 紀

- | | |
|--------------|-------------------------------|
| 1 定期監査の結果の報告 | 平成 30 年 2 月 9 日付け 29 盛監第 59 号 |
| 2 対象部署及び事項 | 都市整備部に係る指摘事項 |
| 3 措置を講じた旨の通知 | 別添のとおり。 |

30 盛緑第 21 号
平成 30 年 4 月 25 日

盛岡市監査委員 工 藤 由 春
盛岡市監査委員 菅 原 和 彦
盛岡市監査委員 小山田 正 美
盛岡市監査委員 八木橋 美 紀 様

盛岡市長 谷 藤 裕 明

定期監査の結果に基づく措置について（通知）

平成 30 年 2 月 9 日付け 29 盛監第 59 号で提出のあった定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、次のとおり措置を講じたので地方自治法第 199 条第 12 項の規定により通知します。

記

- 1 指摘事項（課名等 都市整備部公園みどり課）
 - (1) 行政財産の使用許可に当たり、許可の際に使用料を徴収していない事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。
 - (2) 行政財産使用料の債権管理に当たり、次の事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。
 - ア 督促状を発付していないもの
 - イ 不納欠損処分が遅延しているもの
 - (3) 公の施設の指定管理に当たり、次の事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。
 - ア 年間修繕料に生じた残額が返還されていないもの
 - イ 備品に関する報告が行われていないもの
 - (4) 寄附の受領に当たり、決裁権者の決裁及び合議を得ていない事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。
 - (5) 物品の購入に当たり、次の事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。
 - ア 不備のある見積書を徴取しているもの
 - イ 完結文書に見積書を保管していないもの
 - (6) 業務委託契約の締結に当たり、次の事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。

ア 印紙税額が不足しているもの

イ 印紙税額が超過しているもの

2 措置の状況

(1) 措置の内容

ア 指摘事項（1）について

行政財産の使用許可をする際には、都市公園条例の規定に基づき事務を改善し、適正に執行するよう課内研修で周知徹底した。

イ 指摘事項（2）アについて

使用料の滞納者には5月に督促状を発付することとして手続きを進めている。

行政財産の使用料の債権管理をする際には、地方自治法の規定に基づき適正に事務を執行するよう課内研修で周知徹底した。

ウ 指摘事項（2）イについて

時効が成立している債権は、平成29年度に不納欠損処分とした。

行政財産の使用料の債権管理をする際には、地方自治法の規定に基づき適正に事務を執行するよう課内研修で周知徹底した。

エ 指摘事項（3）アについて

残額が生じた年間修繕料については、平成30年2月に返還させた。

また、管理運営に関する基本協定に基づき報告が必要となる書類を確認し、課内研修で周知徹底した。

オ 指摘事項（3）イについて

指定管理における報告等受領の際には、管理運営に関する基本協定に基づき適正に管理するよう課内研修で周知徹底した。

また、指定管理者とも管理運営に係る基本協定、仕様書等の内容を確認し、書類の提出等について徹底することを確認した。

カ 指摘事項（4）について

寄附の受領の際には、市長内部部局の専決及び代決に関する規程及び財務規則の規定に基づき適正に事務を執行するよう課内研修で周知徹底した。

起案の際、寄附の受領に限らず専決区分や合議事項を確認することとし、課内研修で周知徹底した。

キ 指摘事項（5）アについて

物品の購入に当たり、担当職員に対し、適正な会計処理について指導するとともに、支出負担行為兼支出命令に係る適正な事務処理について課内研修で周知徹底した。

ク 指摘事項（5）イについて

物品の購入に当たり、財務規則及び本庁等文書規程の規定に基づき、適正に見積書を徴取し保管することについて課内研修で周知徹底した。

ケ 指摘事項（６）アについて

印紙税額が不足しているものは、受託者に不足分の印紙を契約書に貼付させた。

また、業務委託契約締結の際、印紙税法別表で印紙税額を確認することとし、課内研修で周知徹底した。

コ 指摘事項（６）イについて

業務委託契約締結の際には、印紙税法の規定に基づき適正に事務を執行するよう課内研修で周知徹底した。

（２）原因及び再発防止策の内容

ア 指摘事項（１）について

原因は、使用料徴収に係る都市公園条例の認識不足によるものである。

今後は、複数の職員で、都市公園条例に基づいた事務処理が行われているか確認を徹底し、再発防止に努める。

イ 指摘事項（２）アについて

原因は、債権管理における地方自治法の認識不足によるものである。

今後は、複数の職員で、地方自治法に基づく債権管理方法の確認を徹底し、再発防止に努める。

ウ 指摘事項（２）イについて

原因は、債権管理における地方自治法の認識不足によるものである。

今後は、複数の職員で、地方自治法に基づく債権管理方法の確認を徹底し、再発防止に努める。

エ 指摘事項（３）アについて

原因は、管理運営に関する基本協定の内容についての認識不足及び指定管理に関する報告書受領時の確認不足によるものである。

今後は、複数の職員で、運營業務報告受領時の内容確認を徹底し、再発防止に努める。

オ 指摘事項（３）イについて

原因は、管理運営に関する基本協定の内容についての認識不足及び指定管理に関する報告書受領時の確認不足によるものである。

今後は、複数の職員で、運營業務報告受領時の内容確認を徹底し、再発防止に努める。

カ 指摘事項（４）について

原因は、寄附の受領における市長内部部局の専決及び代決に関する規程及び財務規則の確認不足によるものである。

今後は、複数の職員で、市長内部部局の専決及び代決に関する規程及び財務規則に基づく専決区分及び合議事項の確認を徹底し、再発防止に努める。

キ 指摘事項（５）アについて

原因は、職員の会計処理の認識不足によるものである。

今後は、見積書に不備がないよう複数の職員で確認を行うなど、適切な事務処理を行い、再発防止に努める。

ク 指摘事項（５）イについて

原因は、財務規則及び文書規程についての担当職員の認識不足と決裁権者等のチェック不足によるものである。

今後は、関係規定に則った適正な事務を執行するよう、複数の職員による確実な相互チェックを実施し、再発防止に努める。

ケ 指摘事項（６）アについて

原因は、職員及び受託者における印紙税法の認識不足によるものである。

今後は、担当者及び決裁経由者によるチェック体制を構築するとともに、受託者へ指導を行い再発防止に努める。

コ 指摘事項（６）イについて

原因は職員及び受託者における印紙税法の認識不足によるものである。

今後は、担当者及び決裁経由者によるチェック体制を構築するとともに、受託者へ指導を行い再発防止に努める。